

令和2年12月11日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
公衆衛生担当理事 今井 一登

発熱等診療予約センター医療機関マニュアルの改訂について

神奈川県医師会を通じて、通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室長
(公 印 省 略)

「発熱等診療予約センター 医療機関マニュアル」の改訂について (通知)

日ごろから本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき、
厚く御礼申し上げます。

さて、この度、医療機関マニュアルを別添のとおり改訂いたしました。変更点については
新旧対照表をご参照ください。

なお、マニュアルについては関係機関へ同様に通知し、神奈川県ホームページにも掲載
していることを申し添えます。

【添付資料等】

- ・発熱等診療予約センター 医療機関向けマニュアル (第二版)
- ・新旧対照表

【ホームページ】

https://pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/ms/hybrid_20201102.html

問合せ先

感染症対策グループ 落合・山田 (健)・馬場

電 話 045-210-4791 (直通)

ファクシミリ 045-633-3770

発熱診療対応の「神奈川モデル」

医療機関向け マニュアル

(第2版)

神奈川県医療危機対策本部室

(令和2年11月26日)

目次

1 発熱等診療予約センターの概要	1
2 診療予約の流れ	2
3 当日の受診について	4
4 特にお願したい事項	5
5 こんな時は	5
6 参考資料	8
7 連絡先一覧	8

(薬S薬)

室賠本業校辦承療因県川奈幹

(日 09 月 11 年 S 味命)

1 発熱等診療予約センターの概要

県では、この度、季節性インフルエンザ流行期に向けた施策として、発熱などの症状のある方が、かかりつけ医での受診ができない場合、その方に代わり診療可能な医療機関の予約を行う「発熱等診療予約センター」を立ち上げます。

開設日時	令和2年11月2日(月)午前9時
電話番号	0570-048914 ※一部のIP電話など上記番号へつながらない電話は 045-285-1015
受付時間	9:00～21:00(土日祝含む)
対象者	発熱・咳・咽頭痛 のいずれかの 症状がある方

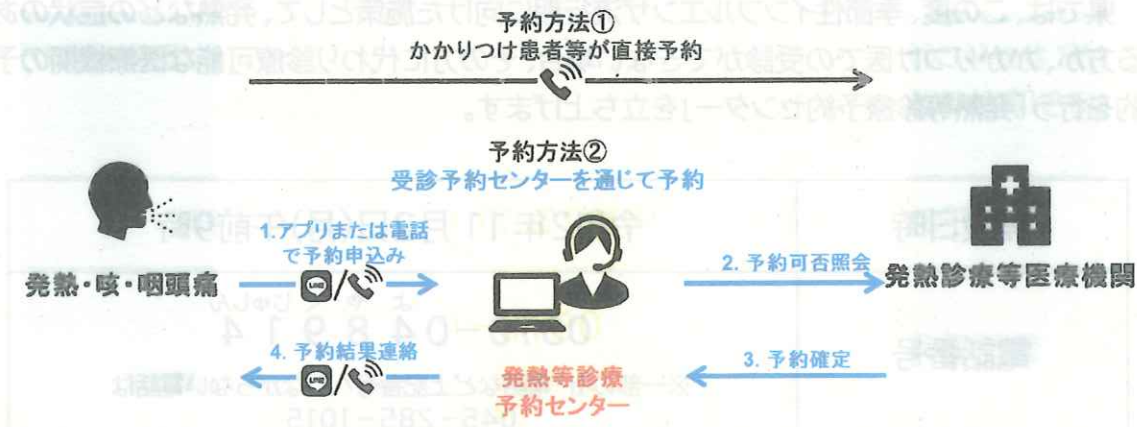
※ 上記症状を含まない症状の方には、県の新型コロナウイルス感染症専用ダイヤルへの相談をご案内します。

予約センターから予約をとらせていただくのは、県から「発熱診療等医療機関」に指定させていただいた医療機関です。

新型コロナウイルス感染症が未だ収束しない中、季節性インフルエンザの流行期を迎えるにあたり、発熱等診療予約センターを通じた予約が浸透することで、医療機関の皆様のご負担を少しでも軽減できればと考えています。

本取組みの趣旨をご理解の上、ご協力いただきますようお願いいたします。

2 診療予約の流れ



① かかりつけ患者等が直接予約

かかりつけ患者等から直接予約相談があった場合は、ご対応をお願いします。

② 受診予約センターを通じて予約

STEP1 アプリまたは電話で予約申し込み

発熱等診療予約センターで患者に対し、次の内容の聞取りと案内を行います。

予約センターによる聞取り内容	予約センターが案内する内容
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 患者の名前 ✓ 患者の性別 ✓ 患者の連絡先 ✓ 患者の生年月日、年齢 ✓ 妊婦の有無と妊娠週数 ✓ 現在の体温 ✓ 患者の症状 (咳がある、のどが痛い、鼻づまり・鼻汁が出る、発疹がある、節々が痛い、下痢、味覚・嗅覚障害、吐き気・嘔吐、頭が痛い) ✓ 受診希望日時 ✓ 受診希望エリア(第三希望まで) ✓ 受診希望の医療機関名 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 希望通りの予約が取れない可能性があること ✓ 原則、変更・キャンセルはできないこと ✓ 予約完了まで20分程度かかること ✓ 予約確定後の完了電話に出ない場合は予約がキャンセルになること ✓ 医療機関へ電話番号を伝え、予約調整が必要な場合は直接連絡があること

STEP2 発熱等診療予約センターで診療予約システムから候補医療機関を検索

予約センターから各医療機関へのご連絡

STEP3 予約可否照会・予約確定

発熱等診療予約センターから候補医療機関へ、次の内容を伝え、予約の可否を伺います。受診希望日時、症状、その他希望事項(小児科、成人診療科、オンライン診療等)を伝え、予約確認の連絡を行います。

予約可否照会の際の伝達事項	お願い事項
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 診療希望者の人数 ✓ 予約希望日時 ✓ 診療希望科 ✓ 生年月日、年齢 ✓ 妊娠の有無と妊娠週数 ✓ 現在の症状 <p style="text-align: center;">↓ (予約可能な場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 患者氏名 ✓ 患者の性別 ✓ 患者の電話番号 ✓ 患者の予約番号 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 発熱診療等医療機関の申請時に、「かかりつけ患者及び自院に相談があった患者」のみを受入れとしている場合でも、<u>患者が受診希望の医療機関名で貴院を挙げた場合は、予約センターから連絡がいくことがありますので予めご了承ください。</u> ✓ 予約センター開設後、初期の段階では、県から各医療機関への聞き取りが十分できていないため、医療機関ごとの留意事項(施設の入口特性など)を予約確定時に電話でお伺いさせていただきますので、予めご了承ください。 ✓ 予約の確定後に、医療機関の都合で診療時間の調整や予約の取消しが必要な場合は、医療機関から患者へ直接連絡をお願いします。

STEP4 予約結果連絡

発熱等診療予約センターから患者へ、予約結果の連絡を行います。

予約確定の際の伝達事項	予約センターが伝える注意事項
✓ 医療機関名	✓ 受診時に患者氏名と予約番号を伝えること
✓ 予約時間	✓ 受診時に必ず健康保険証を持参すること
✓ 医療機関住所	✓ 状況によりお待ちいただく場合もあること
✓ 医療機関の電話番号	✓ その他、医療機関ごとの留意事項(施設の入り口特性など)
✓ 患者の予約番号	

※予約確定後の電話に出ない場合や受診キャンセルの申出があった場合は、発熱等診療予約センターから予約した医療機関へキャンセルの連絡を行います。

3 当日の受診について

- 指定された日時に患者が受診します。診察や検査の対応をお願いします。
- 検査方法については、ご診察いただいた医師の判断により、症状に応じてご対応をお願いします。
- 季節性インフルエンザの診療のみ行える医療機関において、新型コロナウイルスの検査が必要と判断した場合は、地域外来、検査センターなど検査が可能な医療機関等を紹介していただきますようお願いします。

4 特にお願したい事項

- ◆ かかりつけ患者及び自院に相談があった患者以外からの予約について
発熱診療等医療機関の申請時に、「かかりつけ患者及び自院に相談があった患者」のみを受入れとしている場合でも、患者が受診希望の医療機関名で貴院を挙げた場合は、予約センターから連絡がいくことがありますので予めご了承ください。

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の検査を実施した場合について
現在、保健所や民間救急車による陽性患者の搬送調整に時間を要しており、医療機関で陽性が判明した場合、直ぐに患者の搬送が行えないことが懸念されます。
そのため、他患者との接触を最小限に配慮し院内での感染拡大を防止する観点から、なるべく自力での帰宅を促すようお願いします。
<対応例>
例1:結果を待たずに患者にマスク等の適切な予防策の指導した上で帰宅させ自宅待機を促す。医師は自宅待機する患者に対し電話等で結果説明を行う。
例2:自家用車で来院された方は、医療機関の駐車場等で結果を待ってもらう。

- ◆ 申請内容に変更が生じた場合
神奈川県ホームページに掲載された様式で変更届をご提出ください。国への補助金の申請内容にも係る事項が含まれることから、変更開始日については必ずご記載できるようお願いします。
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/ms/hybrid_20201001.html
(その他、「神奈川県 発熱診療等医療機関」で検索してください。)
なお、要綱改正前に提出された変更届については、変更届に記載されている申請日を
変更開始日として扱います。
また、要綱改正前に提出された変更届のうち、指定日の前に提出された変更届の内容
については、指定日を変更開始日として扱います。

5 こんな時は

<コールセンターからの患者受診について>

- 1 当日、指定された日時に患者が来院しない。
- 2 発熱等診療予約センターからの照会に基づき予約を受け付けたが、急遽診療できなくなった。
- 3 発熱等診療予約センターからの照会に基づき予約を受け付けたが、新型コロナウイルス感染症の検査が必要なため、診療が難しいと判断することは可能か。
- 4 患者が受診するにあたり、公共交通機関の利用は可能か。

<新型コロナウイルス感染症の検査や検査に係る届出について>

- 5 発熱診療等医療機関に指定されれば、新型コロナウイルス感染症の検査を行えるのか。
- 6 新型コロナウイルス感染症の検査で陽性となった。
- 7 新型コロナウイルス感染症の発生届はどこにあるのか。
- 8 HER-SYS とは何か。
- 9 G-MIS とは何か。

<新型コロナウイルス感染症の患者対応について>

- 10 新型コロナウイルス感染症の検査で陽性となった患者がいたが、閉院しなければならないか。
- 11 新型コロナウイルス感染症を疑って検査を行った患者が、入院が必要な状態である。
- 12 新型コロナウイルス感染症の抗原検査等が陰性の患者が、入院が必要な状態である。

<その他、指定の申請やコールセンターに係ることについて>

- 13 指定の取り消しや受け入れ可能人数等の申請事項を変更したい。
- 14 申請を行ったが、まだ受入準備が整っていない。
- 15 申請事項に変更はないが、医師の都合で診療を受け付けられない日がある。
- 16 自院の名前を指名された場合でも、かかりつけ患者以外の診察は難しいため、コールセンターから連絡をしてほしくない。
- 17 国庫補助金の申請方法を教えてほしい。

番号	質問	回答
1	当日、指定された日時に患者が来院しない。	発熱等診療予約センターへご連絡ください。 予約センターから患者に対し連絡を行い、予約キャンセルまたは遅刻する時間についてお知らせします。 必要に応じて、医療機関から患者に直接ご連絡していただくことも可能です。
2	発熱等診療予約センターからの照会に基づき予約を受け付けたが、急遽診療できなくなった。	予約の確定後に、医療機関の都合で診療時間の調整や予約の取消しが必要な場合は、医療機関から患者へ直接連絡をお願いします。
3	発熱等診療予約センターからの照会に基づき予約を受け付けたが、新型コロナウイルス感染症の検査が必要なため、診療が難しいと判断することは可能か。	一度患者を診察し、そのうえで新型コロナウイルス感染症の検査が必要であると判断した場合には、はじめに診察した医療機関から検査可能な医療機関への紹介をお願いします。
4	患者が受診するにあたり、公共交通機関の利用は可能か。	新型コロナウイルス感染症患陽性患者でなければ、公共交通機関の利用は可能です。マスク着用と換気等、一般的な感染対策についてご案内ください。
5	発熱診療等医療機関に指定されれば、新型コロナウイルス感染症の検査を行えるのか。	新型コロナウイルス感染症の行政検査を保険診療で行う場合は、発熱等診療医療機関の指定とは別に、行政と契約を行う必要があります。 現在契約を行っておらず、契約をご希望される場合には、横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市・藤沢市・茅ヶ崎市(寒川町)については各市へ、その他自治体に所在地がある医療機関については神奈川県へお問合せください。
6	新型コロナウイルス感染症の検査で陽性となった。	医療機関最寄りの保健所に直ちに発生届の提出または HER-SYS への入力を行い、患者に対し陽性であったことの連絡をお願いします。 HER-SYS で患者情報を入力いただいた場合は発生届の提出は不要となります。保健所に電話で HER-SYS に入力した旨伝えてください。

番号	質問	回答
7	新型コロナウイルス感染症の発生届はどこにあるのか。	HER-SYS へ入力することが難しい場合には、神奈川県衛生研究所のホームページに発生届の様式が掲載されています。 https://eiken.pref.kanagawa.jp (その他、「神奈川県衛生研究所」で検索してください。)
8	HER-SYS とは何か。	HER-SYS は新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システムです。新型コロナウイルス感染症に関する発生届に関する国への報告は、HER-SYS に入力することとなっています。HER-SYS の入力が困難な場合は、最寄りの保健所へ発生届を提出してください。
9	G-MIS とは何か。	新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システムです。厚生労働省から ID の発行を受け、受診者数等を報告します。 なお、ID の発行については以下電話番号へお問い合わせください。 ■厚生労働省・内閣官房 IT 総合戦略室 医療調査事務局 電話番号:03-5846-8233 システムの詳細については、厚生労働省のホームページをご参照ください。 https://mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00130.html (その他、「G-MIS」で検索してください。)
10	新型コロナウイルス感染症の検査で陽性となった患者がいたが、閉院しなければならないか。	医師及び患者がマスクをして通常の診療を行った場合は、濃厚接触者には該当しないため、業務は継続できます。ただし、医療処置の状況による部分もありますので、最寄りの保健所にご相談ください。
11	新型コロナウイルス感染症を疑って検査を行った患者が、入院が必要な状態である。	医療機関最寄りの保健所に直ちに疑似症の発生届を提出し、保健所に対し新型コロナウイルス感染症の疑似症患者で入院が必要であることをお伝えください。

番号	質問	回答
12	新型コロナウイルス感染症の抗原検査等が陰性の患者が、入院が必要な状態である。	まずは新型コロナウイルス感染症を疑うかどうかの判断をお願いします。 新型コロナウイルス感染症を疑わず、他疾患によるものであると判断される場合は通常通りの入院調整をお願いします。 抗原検査等が陰性であっても、新型コロナウイルス感染症を疑う場合は、医療機関最寄りの保健所に直ちに疑似症の発生届を提出し、保健所へ連絡をお願いします。
13	指定の取り消しや受け入れ可能人数等の申請事項を変更したい。	あらかじめ県への届け出が必要です。様式は県のポータルサイトに掲載していますので、ご確認ください。 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/ms/hybrid_20201001.html (その他、「神奈川県 発熱診療等医療機関」で検索してください。)
14	申請を行ったが、まだ受入準備が整っていない。	開院前や医療機関内の準備が整っていないため、患者の受入ができない場合は指定の取消し等の対応が必要です。申請を行ったものの、まだ患者の受入ができない場合には必ず医療危機対策本部室感染症対策グループ宛にお電話にてお知らせください。
15	申請事項に変更はないが、医師の都合で診療を受け付けられない日がある。	医療危機対策本部室感染症対策グループ宛にお電話にてお知らせください。コールセンターと情報共有します。
16	自院の名前を指名された場合でも、かかりつけ患者以外の診察は難しいため、コールセンターから連絡をしてほしくない。	医療危機対策本部室感染症対策グループ宛にお電話にてお知らせください。 かかりつけ医での受診ができない場合、その方に代わり診療可能な医療機関の予約を行うものとなります。可能な限りご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

番号	質問	回答
17	<p>国庫補助金の申請方法を教えてください。</p>	<p>厚生労働省まで直接提出をお願いします。交付申請書様式は、県ポータルサイトからダウンロード可能です。</p> <p>https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/ms/hybrid_20201001.html</p> <p>(その他、「神奈川県 発熱診療等医療機関」で検索してください。)</p> <p>なお、国庫補助金交付申請書の記載方法や、補助金の計算方法などは、大変お手数ですが、厚生労働省コールセンターへのお問い合わせをお願いします。</p> <p>■厚生労働省医療提供体制支援補助金 コールセンター 電話番号:0120-336-933</p>

6 参考資料

「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド(第3版)」令和2年5月7日 日本感染症環境学会作成
http://www.kankyokansen.org/modules/news/index.php?content_id=355

7 連絡先一覧

	内容	連絡先	名称
1	発熱等診療予約センター全般に関すること	045-285-0776	医療危機対策本部室 感染症対策グループ
2	発熱診療等医療機関の指定に関すること	045-210-4615	医療危機対策本部室 企画グループ
3	予約システムに関すること	045-285-0560	医療危機対策本部室 医療提供情報グループ

